

福井県立すこやかシルバー病院に係る寝具・衣類およびリネン類の賃貸借業務仕様書

1 品 目 福井県立すこやかシルバー病院に係る寝具・衣類およびリネン類の賃貸借

2 目 的 甲の入院患者等が、より良い環境要件のもとに、快適な入院生活等が送
れるため、乙から常に衛生的で清潔な寝具類等を賃借する。

3 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所 福井市島寺町93-6 福井県立すこやかシルバー病院内

5 業務内容

(1) 賃貸借物品に係る仕様および数量

寝具、衣類およびリネン類の仕様は、別表1「賃貸借物品の仕様と1年間の想定使用量」のとおりとする。

賃貸借組数は、毎日、寝具で90組、衣類で90組とする。また、別に予備として、相当数を福井県立すこやかシルバー病院内のリネン庫に常時備えるものとする。

(2) 賃貸借物品に係る洗濯の回数

洗濯の回数は次のとおりとするが、汚染の程度によっては、それ以上の回数を行うものとする。

- ① 掛布団、ベッドパッド、毛布、枕：年 1回以上
- ② 衣類：週 2回以上
- ③ シーツ類、枕カバー：週 1回以上
- ④ リネン類：都度

(3) 賃貸借物品に係る回収と補充

- ① 汚染品は、1階不潔庫より回収する。
 - ② 洗濯品は、病院が定める場所に補充する。
 - ③ 病院が必要とする寝具類等を常備し、常にその要求に応じて速やかに納品する。
- また、賃貸借物品が不足し、補充要請があった場合は、速やかな補充に協力する。

6 その他

(1) 予備洗濯

寝具類等に血痕、膿、分泌物、小水等の汚損が付着し、他のものを汚染するおそれ

のある洗濯物は、甲において事前に施設内で汚物を除去し、予備洗濯等の措置を講じた上で、ビニール袋等の密閉した容器に入れて、乙に引き渡すものとする。

(2) 紛失、毀損の弁償

甲は、乙の提供したリネン類を紛失、焼失又は毀損、汚損等により使用に耐えない状態にした場合は、通常の料金とは別に弁償金を支払うものとする。